

茨城県報

第 6 9 4 1 号

昭和56年 6 月 1 日

月 曜 日

(明治35年 3 月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●有害興行の指定 (総合県民室)	1
●第二種大規模小売店舗に関する公示 (商工指導課)	2
●保安林の指定の解除 (林業課)	2
●国有保安林の指定の解除 (2件) (")	3
●木材業者等の登録 (林政課)	4
●新規土地改良事業の認可 (10件) (農地管理課)	5
●換地処分 (2件) (")	7
●道路の区域変更 (道路維持課)	7
●茨城県土木工事共通仕様書の廃止 (検査管理課)	7

公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表 (林業課)	8
●県営土地改良事業計画 (農地管理課)	8
●基本測量の実施 (用地課)	9
●基本測量の終了 (")	9
●土地立ち入り測量 (")	10

告 示

茨城県告示第847号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条第1項の規定により、
青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和56年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男			
指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
111	映 画	アノ・アノ —女子大生の基礎知識—	に つ か つ
112	"	女体トリブル SEX	ニューセレクト
113	"	異常娼婦 スーパー ボリューム	"
114	"	官能夫人ぬめり肌	東 映
115	"	につかつニユース <女教師のめざめ>	に つ か つ
116	"	女教師のめざめ	"

117	"	いため 拷問性奴隷	新 東 宝
118	"	悶絶暴行魔	大 蔵
119	"	痴漢電車 前から後から	新 東 宝
120	"	につかつニュース ＜好色花でんしゃ＞	に つ か つ
121	"	好色花でんしゃ	"
122	"	グレープフルーツのような女 性乱の日々	"
123	"	につかつニュース ＜もつと激しくもつとつよく＞	"
124	"	覗 ^{のぞ} き覗 ^{のぞ} かれ	東 活
125	"	性愛交換	"
126	"	性犯罪 脅迫暴行監禁	新 東 宝
127	"	変態団地妻	大 蔵
128	"	直撃! 凌辱史	東 映
129	"	につかつニュース ＜宇野鴻一郎の 開いて写して＞	に つ か つ
130	"	宇野鴻一郎の 開いて写して	"
131	"	もつと激しく もつとつよく	"

茨城県告示第848号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届出者の氏名又は名称	建物の名称及び所在地
有限会社 染谷家具	有限会社 染谷家具 稲敷郡牛久町大字猪子995—121

茨城県告示第849号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎8973の1, 8973の7, 9398の6, 9398の10, 9398の14
鉾田町白塚字前92の2, 大竹字塙内1002の4
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由
指定理由の消滅

茨城県告示第850号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 (1) 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡鉾田町大竹字塙内992の1, 992の2, 1004, 1005
(2) 指定された目的
飛砂の防備
(3) 解 除 の 理 由
学校用地とするため
- 2 (1) 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡神栖町大字日川字海岸砂間2034の18・2036の2
(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
大洋村大字上幡木字沢入1483の1・字藤山1485の2から5まで
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。) 1485の7から10まで, 字砂子1494の1
(次の図に示す部分に限る。) 1494の2, 1495の1 (次の図に示す部分に限る。) 1495の2, 1495の3, 字浜山1619の2, 1619の3
(2) 指定された目的
飛砂の防備
(3) 解 除 の 理 由
道路用地とするため
(「次の図」は省略し, その図面を茨城県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 (1) 解除をする保安林の所在場所
東茨城郡大洗町成田町字大堀中道東3958の1・字大堀東3970
(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定された目的

飛砂の防備

(3) 解 除 の 理 由

研究施設用地とするため

(「次の図」は着略し、その図面を茨城県庁及び大洗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第851号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

高萩市大字上君田字堅石913・大字大能字草木1238

(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

水源のかん養

3 解 除 の 理 由

電気通信施設用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第852号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 種業者登録簿

登 録 番 号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
2332	56. 5. 20	仙台市中央 1-6-30	中田 鉄也	三陸木材 工業(株) 美和事業所	那珂郡美和 村高部375	商号に同じ	製 材	
2333	56. 5. 23	東茨城郡常北 町石塚1366	羽石 実	大塚製材所	住所に同じ	"	"	

茨城県告示第853号

昭和55年11月17日付けで、笠間市長山口茂から、認可申請のあつた飯田地区土地改良事業を昭和56年5月22日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第854号

昭和56年3月17日付けで、岡堰土地改良区から申請のあつた高須地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年5月22日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第855号

昭和56年1月28日付けで、新治郡出島村大字穴倉2247番地の5宮内静ほか6名から、認可申請のあつた萩平地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和56年5月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第856号

昭和56年1月28日付けで、新治郡出島村大字穴倉6198番地の6芝沼敏雄ほか2名から、認可申請のあつた南野地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和56年5月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第857号

昭和56年2月18日付けで、八郷町長岩本佳之から、認可申請のあつた小倉地区土地改良事業を昭和56年5月22日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第858号

昭和56年2月18日付けで、八郷町長岩本佳之から、認可申請のあつた根小屋地区土地改良事業を昭和56年5月22日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第859号

昭和56年2月18日付けで、八郷町長岩本佳之から、認可申請のあつた新地地区土地改良事業を昭和56年5月22日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第860号

昭和56年2月18日付けで、八郷町長岩本佳之から、認可申請のあつた川又地区土地改良事業を昭和56年5月22日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第861号

昭和56年2月16日付けで岩間町長宮本十四男から、認可申請のあつた土師地区土地改良事業を昭和56年5月22日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第862号

昭和56年1月28日付けで、新治郡出島村大字穴倉4880番地吉田文雄ほか2名から、認可申請のあつた金川地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和56年5月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第863号

昭和56年3月23日付け 農管指令 第116号をもつて認可した羽賀沼地区の変更換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第864号

昭和56年3月23日付農管指令第114号をもつて認可した椎塚地区の変更換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第865号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年6月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿波山徳蔵線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員	延	長	摘	要	
西茨城郡七会村大字徳蔵	字焼捨釜295—3番地先から	旧	最大	メートル 25.00	メートル 30.00			
			最小	16.00				
西茨城郡七会村大字徳蔵	字所293番地先まで	新	最大	12.00	30.00			不用地処分のための 区域変更
			最小	11.00				

茨城県告示第866号

茨城県土木工事共通仕様書(昭和49年茨城県告示第599号)は、昭和56年5月31日限り廃止する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、昭和56年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定により許可する皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

皆 伐 面 積 の 限 度

(単位：ヘクタール)

同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度
多 賀 北 部	水源かん養保安林	61.73	水 戸 鹿 行 区 地 区	水源かん養保安林	0.49
	土砂流出防備保安林	5.97		土砂流出防備保安林	0.45
	飛砂防備保安林	0.71		飛砂防備保安林	3.13
	防風保安林	0.05		防風保安林	0.95
	干害防備保安林	0.03		干害防備保安林	0.20
多 賀 南 部	水源かん養保安林	130.51	霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	1.54
	土砂流出防備保安林	6.40		防風保安林	0.07
	防風保安林	0.04		干害防備保安林	6.25
里川山田川	水源かん養保安林	78.21	笠間地区	水源かん養保安林	21.01
	土砂流出防備保安林	2.70		土砂流出防備保安林	16.61
久 慈 川	水源かん養保安林	104.47	鬼怒川下流	水源かん養保安林	14.12
	土砂流出防備保安林	33.14		土砂流出防備保安林	27.33
那 珂 川	水源かん養保安林	20.02		干害防備保安林	0.95
	土砂流出防備保安林	7.10	合 計 544.36		
	干害防備保安林	0.18			

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営新利根北岸地区土地改良事業につき変更計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営新利根北岸地区土地改良事業変更計画書写し

2 縦覧の期間 昭和56年6月1日から昭和56年6月22日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

河内村役場

新利根村役場

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 測量機関 建設省国土地理院

2 作業種類 基本測量(地盤沈下関連簡易水準測量)

3 作業期間 昭和56年6月1日まか昭和56年10月31日まで

4 作業地域 猿島郡五霞村

●基本測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 測量機関 建設省国土地理院

2 作業種類 基本測量(国土基本図作成作業)

3 作業終了日 昭和56年3月10日

4 作業地域

土浦市, 水海道市, 下妻市, 下館市, 結城市

結城郡千代川村, 石下町

筑波郡筑波町, 大穂町, 豊里町, 谷田部町, 谷和原村

新治郡新治村, 桜村, 千代田村

稲敷郡阿見町

筑波郡谷田部町大字新井字前田, 字下ノ田, 字道堤, 字松ノ下, 字六百成, 字宮田, 字向田
及び字向山地内

" " 大字山中字勢至前, 字妙見台, 字下毛田, 字大日下, 字橋本, 字大日脇, 字大
日ツキ, 字向畑, 字堤先, 字坂ノ下, 字柿ノ木下, 字川根, 字向山付, 字碓間

台, 字トツラ山, 字裕間, 字入裕間及び字外記山地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和56年6月1日から昭和57年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和56年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道取手筑波線 道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

筑波郡谷田部町大字上横場, 字道心塚, 字石居及び字中台地内

" " 大字柳橋字海道, 字谷津, 字並木, 字天神後, 字明神脇, 字向畑及び字向山地内

" " 大字新井字久保, 字宮久保, 字勢至前, 字前山, 字田向, 字花見道

4 立ち入ろうとする期間

昭和56年6月1日から昭和57年3月31日まで

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 1,200 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所